

主 文  
本件控訴を棄却する。  
当審における未決勾留日数中八〇日を原判決の本刑に算入する。  
理 由

弁護人の論旨第一点について  
所論は要するに、原判決が引用添付した別紙（二）の判示事実につき被告人がAをしてB銀行C支店に金一、〇〇〇、〇〇〇円を入金させたことを認めこの段階で騙取を遂げたものと判断したのは、法律適用の誤、理由くいちがいの違法を冒したもので、その判決に影響を及ぼすこと明かであるというにある。  
よつて、所論に基き本件記録を精査し原判決を仔細に検討すると、原判決挙示の証拠によれば、被害者Aは被告人の原判示のおりの詐言によりDすなわち被告人名義の当座預金口座開設のため一〇日間位右銀行支店に預け置くにすぎずその後確実にその払戻を受け得るものと誤信し昭和三四年三月一六日被告人に伴われて右銀行支店に赴き現金一、〇〇〇、〇〇〇円と取引に使用すべく新調された印鑑を提出し所定の当座勘定取引契約締結の手続を了え、銀行員より自ら小切手帳、当座勘定入金票を受領すると共に右印鑑の返戻を受け爾後之等を終始自ら所持していたことが認められ、恰も所論のおり右金一、〇〇〇、〇〇〇円は尚〈要旨〉被害者Aの支配下に存するかのようと思われるが、他面において、右印鑑は被告人が注文新調したもの〈要旨〉であつて、被害者Aが入手するに先き立ち秘かに約束手形用紙二枚に右印鑑を押捺して何時でも所要事項を記入し振出せるように準備していたことが認められるとともに、当座勘定取引契約においては本末小切手の支払を目的とするが、これに附随して当座勘定契約締結者において該契約締結銀行を文払場所と指定して振出した約束手形についてもその支払を委託されたものとして支払をする旨の約定がなされていることが取引慣行上通常であるのみならずE、Fの各司法警察員に対する供述調書、被告人の昭和三六年一月二五日付及び同年二月一日付検察官に対する各供述調書によれば、本件の場合も右約定のなされていることが窺知されるので被害者Aが被告人に欺罔されて少く共一〇日間位は手許の小切手帳を使用しないうい意思であつたのに反し、被告人は直ちに右金一、〇〇〇、〇〇〇円を払い戻すことを企て、且つ現実にその払い戻しを受け得る態勢にあつたと言ふべきであるから、畢竟、右金一、〇〇〇、〇〇〇円は右銀行支店に入金されることによつて事実上被告人の自由に処分しうべき状態に置かれたものと解するのが相当であり、従つて、原判決が原判示の如く被告人においてAをしてB銀行C支店に金一、〇〇〇、〇〇〇円をD名義の当座預金口座に入金させてこれを騙取した旨認定したのは固より正当であつて、原判決には所論のような違法はなく、論旨は理由がない。

（その他の判決理由は省略する。）

（裁判長裁判官 山本謹吾 裁判官 目黒太郎 裁判官 深谷真也）

別 紙

昭和三十六年二月八日不起訴状記載の公訴事実

被告人は、昭和三十四年三月十日頃才H街道札幌郡a町bc番地A方において、同人に対し、眞実は、被告人の当座預金口座開設資金として銀行に振込まれる金員は直に自己振出名義の約束手形の決済名下に払戻しを受ける計画であるのに拘らず、この情を秘し「取引上の信用をつけるためB銀行C支店で当座預金口座を開設できることになったが、金がないので是非百万円貸して貰いたい。唯貸してくれといつても信用しないだろうから、当座開設には新しい印鑑を使い、当座入金帳、小切手帳は、全部貴方に預けて私ではおろせないようにしておく。又百万円は十日間位置いて貰えばあとは貴方の方でおろして貰つても構わない」旨言葉巧みに詐言を申向け、同人をして、右百万円は単に当座預金口座開設に使用されるのみで、開設後は同人において確実に金額の払戻しを受け得るものである旨確認させ、囚つて同人をして同年三月十六日頃、札幌市de丁目f番地所在B銀行C支店において、情を知らない同支店支店長代理Eに対し、D名義当座預金口座開設資金として、現金、小切手等合計百万円を交付させ、右口座に入金させてこれを騙取したものである。

（その他の起訴状記載の公訴事実は省略する。）

